



写真はイメージです

小布施町空き家改修等補助金のご案内

空き家を活用しての新しい暮らしを応援します

小布施町に移住する方、町内転居する方で、住居として空き家を改修するときに補助金が受けられます。

空き家を所有する方で、売買や賃貸借するため家財道具を処分するときに補助金が受けられます。

町内にある空き家の売買や賃貸借に伴う住宅改修や家財道具等の処分に要する費用に対して、補助金が受けられます。また、所有する空き家を売買や賃貸借するための家財道具等処分に要する費用に対して、補助金が受けられます。空き家改修・家財道具処分前の申請をお願いします。

補助対象者（次の1または2に該当する方）※町内事業者も対象となります

1. 空き家に新たに居住する方（次のすべての要件を満たす方）※空き家改修工事と家財道具等処分のいずれも対象となります

● 空き家の売買・賃貸借の契約を結んだ方 ● 購入・賃借した空き家に3年以上居住する方 ● 空き家所有者の3親等以内の親族でない方 ● 補助対象物件へ転入または転居して住民票を移す方

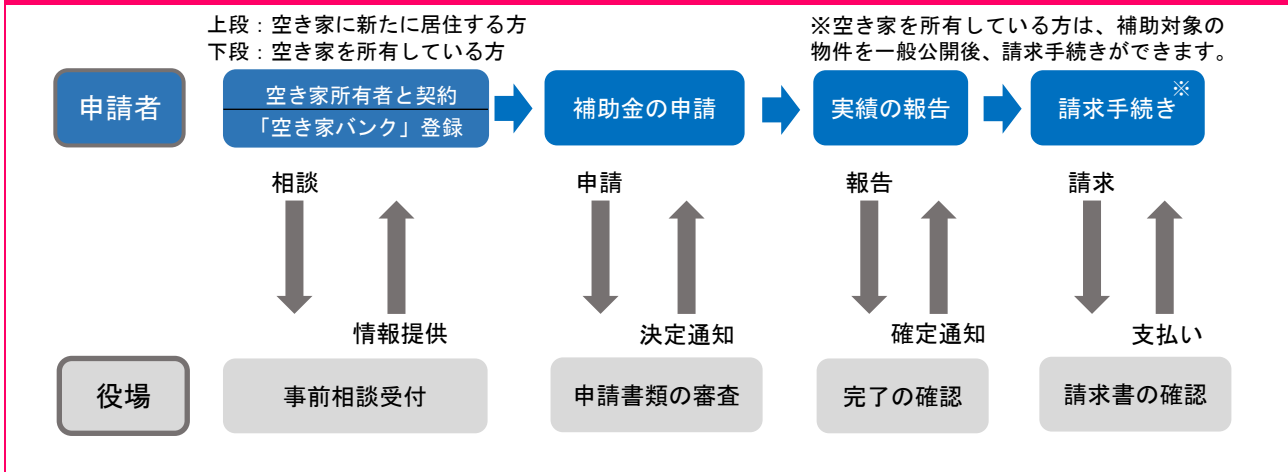
2. 空き家を所有している方（次のすべての要件を満たす方）※家財道具等処分のみ対象となります

● 所有する空き家を「空き家バンク」に登録した方 ● 「空き家バンク」に登録した空き家を一般公開することに同意した方

対象事業	内容		補助率	備考
空き家改修工事	建築設備	電気、上下水道設備の改修・新設、給湯器の新設・交換に要する費用	2分の1以内。 ただし、40万円を限度とする。	小布施町内に事業所を有する業者が改修する場合は限度額を50万円とする。 子育て世帯が申請する場合は限度額を10万円加算する。
	居室	居住するために必要な浴室、トイレ、台所及びこれらに附属する備品類の改修に要する費用		
	主要構造部	壁、柱、床、はり及び屋根の改修に要する費用		
	その他	畳、ふすま、障子及びガラス（サッシ）の交換等に要する費用		
家財道具等処分	居住に当たって支障を来たす空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分に要する費用		2分の1以内。 ただし、10万円を限度とする。	

※補助金の対象者や対象事業について必ず要綱でご確認ください。

申請手続きの流れ



手続きに必要なもの

■補助金の申請

共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小布施町空き家改修等補助金交付申請書（様式第1号） 2. 空き家入居者の現住所地の住民票（世帯全員分） 3. 空き家入居者の現住所地の納税証明書（世帯全員分） 4. 定住誓約書（様式第2号） 5. 空き家改修等の承諾書（様式第3号）
空き家改修	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し 2. 空き家改修の見積書の写し 3. 空き家の位置図、平面図（改修予定箇所を明記したもの） 4. 改修等に着手する前の当該工事箇所の写真
家財道具等処分	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「空き家バンク」による物件公開に係る同意書（様式第12号）（空き家を所有している方のみ） 2. 処分に係る見積書の写し 3. 処分を行う前の写真

■工事完了等の報告

共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小布施町空き家改修等補助金実績報告書（様式第7号） 2. 転入又は転居後の住民票（世帯全員分）※閲覧の同意がある場合は添付不要 3. 小布施町空き家改修等補助金に係る閲覧承諾書
空き家改修	<ol style="list-style-type: none"> 1. 領収書又は金融機関振込控えの写し 2. 改修工事完了後の当該箇所が分かる写真（全体の写真・家屋・部屋、工事箇所の写真） 3. 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合のみ）
家財道具等処分	<ol style="list-style-type: none"> 1. 処分に係る作業中及び作業後の写真 2. 処分に係る事業内容が分かる明細書及び領収書又は金融機関振込控えの写し

お問い合わせ先

小布施町企画財政課企画交流係

〒381-0297 長野県小布施町大字小布施 1491 番地 2

TEL : 026-214-9102（直通） FAX : 026-247-3113 Mail : kouryuu@town.obuse.nagano.jp

この補助金は令和9年3月31日まで実施します。